## 徳島市上下水道事業経営戦略改定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 徳島市水道事業及び徳島市公共下水道事業の中長期的な事業運営の指針であり、 基本計画となる徳島市水道事業経営戦略(以下「水道経営戦略」という。)及び徳島市 公共下水道事業経営戦略(以下「下水道経営戦略」という。)を改定するにあたり、幅 広く市民から多様な意見や提言を求めるため、徳島市上下水道事業経営戦略改定市民会 議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、水道経営戦略及び下水道経営戦略の改定に必要な重要事項について審議 し、徳島市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に報告するものとする。 (組織)

- 第3条 会議は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから徳島市上下水 道事業管理者(以下「管理者」という。)が委嘱する。
  - (1) 識見を有する者
  - (2) 公募市民
  - (3) その他管理者が必要と認める者

(会長及び副会長)

- 第4条 会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって決めるものとする。
- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理 する。

(会議)

- 第5条 会長は必要に応じて会議を招集し、議長として会議を進める。
- 2 会議は、委員の過半数が出席をしなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席をさせ、関係事項について説明又は意見を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議の決定により、公開しないことができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、経営企画課に置くものとする。

(設置期間)

第8条 会議の設置期間は、令和7年3月31日までとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関して必要な事項は、別に定める。 附 則

この要綱は、令和6年1月25日から施行する。